

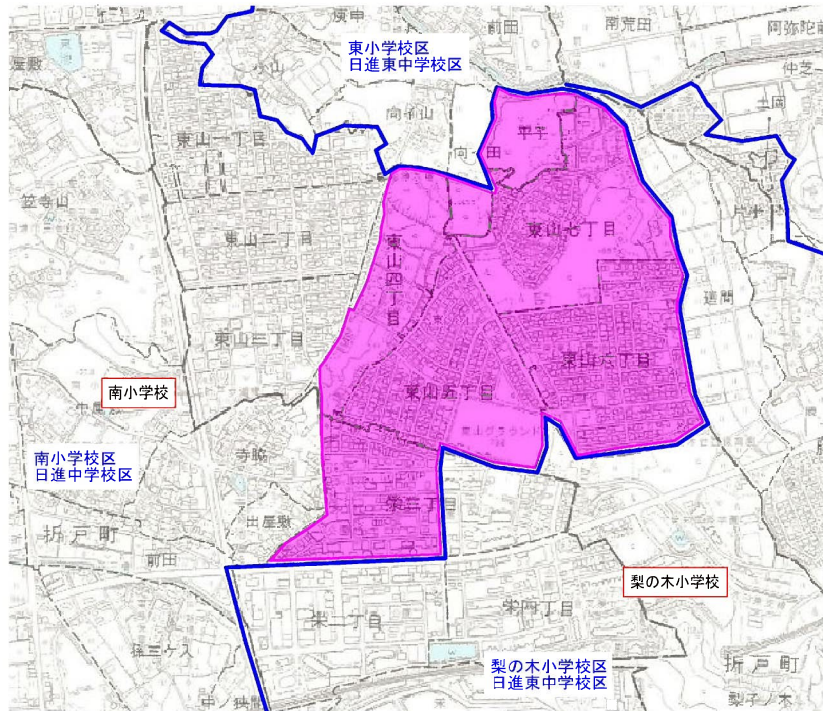
学区見直し対象地区について

案1

南小学校区・日進中学校区のうち次の地区を梨の木小学校区・日進東中学校区に変更する。

- (1) 東山四丁目から東山七丁目まで
ただし、東山四丁目のうち日生東山園に含まれる地区については除外する。
- (2) 栄三丁目
- (3) 藤枝町平子及び向イ田

対象地区の地図

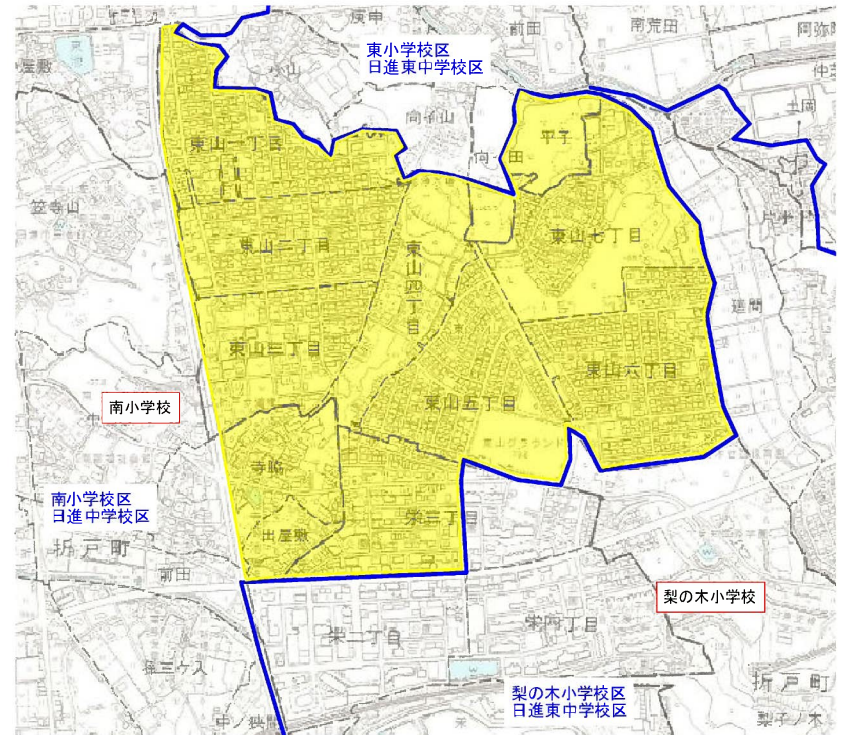


案2

南小学校区・日進中学校区のうち次の地区を梨の木小学校区・日進東中学校区に変更する。

- (1) 東山一丁目から東山七丁目まで
- (2) 栄三丁目
- (3) 折戸町出屋敷及び寺脇のうち県道瀬戸大府東海線以東の地区
- (4) 藤枝町平子及び向イ田

対象地区の地図



	案 1	案 2
当該地区を 対象とする 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・梨の木小学校の受け入れ規模を考慮し、梨の木小学校に隣接する地区を対象とする。 ・東山については、自治会のまとまりを考慮し、日東東山及び平子台の該当エリアを対象とする。栄三丁目については、一部の地域が既に梨の木小学校区であることから対象とする。 ・藤枝町平子及び向イ田については、従来南小学校区の地区について対象とする。 ・学区見直しをすることで、南小学校の学級数が4～5クラス減り、利用教室数が27教室程度となり、大規模の状態を緩和できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東山区を一体的に変更した方がよいという意見があった。 ・対象範囲を広くすることで、一緒に学区が変わる児童生徒が増え、学校が変わることの不安を軽減できる。 ・南小学校の教室数が23教室程度となり、大規模の状態を解消できる。 ・県道瀬戸大府東海線を境界とすることで、片側二車線の交通量が多い道路の横断がなくなる。また、境界線の判断が明確になる。 ・藤枝町平子及び向イ田については、従来南小学校区の地区について対象とする。
当該地区を 対象とする ことの問題 点	<ul style="list-style-type: none"> ・東山区の学区が2つに分かれてしまう。 ・自治会や子ども会など地域コミュニティのまとまりを考慮すると、東山四丁目の西側の境界が、道路や字地番など明確な判断基準がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・梨の木小学校の教室数が令和6年度に30教室程度となり、利用可能教室数を超えて大規模化する。 ・日進東中学校の教室数が不足する可能性がある。 ・変更対象児童が1学年50人程度で、各学年1～2クラス増えるため、梨の木小学校の学校運営に与える影響が大きい。 ・県道瀬戸大府東海線に近いエリアは、南小学校への通学距離に比べ、梨の木小学校への通学距離が遠くなる。(ただし、適正配置の観点から、通学距離が3km以内は適正となっている。)